

平成 30 年 4 月 20 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 出版事業部

所得税法 理論サブノート
税法の改正に伴う修正のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、本書の記載内容に修正がございます。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2018 年 税理士試験受験対策シリーズ

所得税法 理論サブノート（平成 29 年 8 月 30 日第 17 版発行）

ISBN 978-4-86486-472-5

訂正内容



の部分については、理論サブノートの該当箇所を直接修正して下さい。



の部分については、点線に沿ってハサミ等で切り取り、理論サブノートに貼り付ける等

してご利用下さい。なお、規定本文中にアンダーラインが付されている箇所は、朱文字に相当する用語となります。

問題 2-3 年金についての課税関係

P24 [6] 確定所得申告を要しない場合

(3行目)
…公的年金等の全部(源泉徴収等を要しない公的年金等を除く。)について所得税の…
↑
【追加】

問題 2-11 収入及び費用の帰属時期の特例

P50 [2] 特例 (1)延払基準

なお、この規定は、平成30年3月31日をもって廃止される。
↑
【文末に追加】

P51

[4] 延払基準(平成30年4月1日以後)

(1) 内容

- ① 居住者がリース譲渡を行った場合において、そのリース譲渡に係る収入金額及び費用の額につき、そのリース譲渡の日の属する年以後の各年において延払基準の方法により経理したとき(②の適用を受ける場合を除く。)は、その経理した収入金額及び費用の額は、その各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。
ただし、そのリース譲渡に係る収入金額及び費用の額につき、同日の属する年の翌年以後のいずれかの年において延払基準の方法により経理しなかった場合は、その経理しなかった年の翌年以後の年分については、この限りでない。
- ② 居住者がリース譲渡を行った場合には、その対価の額を利息に相当する部分とそれ以外の部分とに区分した場合におけるそのリース譲渡の日の属する年以後の各年の収入金額及び費用の額として一定の金額は、その各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

(2) リース譲渡

次に掲げる要件に該当するリース取引によるリース資産の引渡しをいう。

- ① その賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること等。
- ② その賃貸借に係る賃借人がその賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、その資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

問題 2-13 居住用財産を譲渡した場合の課税の特例

P55 [3] の文末に追加

なお、買換資産は、居住用家屋で建築後使用されたことのないもの又は建築後使用されたことのある家屋で取得の日以前25年以内に建築されたものもしくは建築基準等に適合するものとする。

問題 6-3 確定申告

P153 [2] 確定所得申告を要しない場合 (3)公的年金等に係る雑所得を有する者の特例

(2行目)
…公的年金等の全部(源泉徴収等を要しない公的年金等を除く。)について所得税の…
↑
【追加】

問題 7-7 公的年金等の源泉徴収

P187 [8] 確定所得申告を要しない場合

(3行目)
…公的年金等の全部(源泉徴収等を要しない公的年金等を除く。)について所得税の…
↑
【追加】